（手数料）

第二十二条　次に掲げる者は、実費を勘案してそれぞれ当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一　指定調査機関の指定を受けようとする者　三万九百円

二　指定調査機関の指定の更新を受けようとする者　二万四千八百円

三　技術管理者証の交付を受けようとする者　三千五百円

四　技術管理者証の再交付、書換え又は更新を受けようとする者　千二百五十円

五　試験を受けようとする者　六千四百円

六　合格証書の再交付を受けようとする者　千二百五十円

2　前項に規定する手数料については、第一条第一項、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十四条第一項及び第十六条の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、納付しなければならない。

3　第一項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第三条中「第十五条第二項」を「第三十七条第二項」に改め、同条第一号中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に、「実施体制」を「品質の管理の方針及び体制」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第三十一条第二号及び第三号の基準に適合するために遵守すべき事項

第三条第二号中「土壌汚染状況調査」を「土壌汚染状況調査等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの都道府県の区域に関する事項

三　土壌汚染状況調査等の実施手順に関する事項

四　土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置に関する事項

五　土壌汚染状況調査等に従事する者の教育に関する事項

第三条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（帳簿）

第二十条　指定調査機関は、法第三十八条に規定する帳簿を、土壌汚染状況調査等の結果を都道府県知事（令第八条に規定する市にあっては、市長。次項第二号において同じ。）に報告した日から五年間保存しなければならない。

2　法第三十八条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　土壌汚染状況調査等の発注者の氏名又は名称及び住所

二　土壌汚染状況調査等の方法及び結果並びに当該調査の結果を都道府県知事に報告した日

三　法第三十四条に規定する監督をした技術管理者の氏名及びその者が交付を受けた技術管理者証の交付番号

四　前号の技術管理者の当該監督の状況

第二条の次に次の十六条を加える。

（指定の更新の申請）

第三条　法第三十二条第一項の指定の更新を受けようとする法第四条第二項に規定する指定調査機関（以下「指定調査機関」という。）は、その者が現に受けている指定の有効期間の満了の日の三月前までに、様式第二による申請書に第一条第二項各号に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、既に環境大臣に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

2　前項の指定の更新の申請があった場合において、その指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（技術管理者）

第四条　法第三十三条の環境省令で定める基準は、技術管理者証の交付を受けた者であることとする。

（技術管理者証）

第五条　環境大臣は、次のいずれにも該当する者に対し、技術管理者証を交付するものとする。

一　第十一条に規定する技術管理者試験に合格した者

二　次のいずれかに該当する者

イ　土壌の汚染の状況の調査に関し三年以上の実務経験を有する者

ロ　地質調査業又は建設コンサルタント業（地質又は土質に係るものに限る。）の技術上の管理をつかさどる者

ハ　土壌の汚染の状況の調査に関しイ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者

三　次のいずれにも該当しない者

イ　次項の規定により技術管理者証の返納を命ぜられ、その返納の日から一年を経過しない者

ロ　法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ　法第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2　環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、技術管理者証の交付を受けている者に対し、その返納を命ずることができる。

一　技術管理者証の交付を受けた者が法又は法に基づく命令の規定に違反したとき。

二　技術管理者証の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により技術管理者証の交付を受けたとき。

3　技術管理者証の有効期間は、五年とする。

4　技術管理者証の様式は、様式第三のとおりとする。

（技術管理者証の交付）

第六条　技術管理者証の交付を受けようとする者は、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。

一　戸籍の謄本若しくは抄本若しくは本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに代わる書面

二　第十一条に規定する技術管理者試験の合格証書

三　前条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

2　技術管理者証の交付の申請は、申請者が試験に合格した日から一年以内にこれをしなければならない。

（技術管理者証の更新）

第七条　技術管理者証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の一年前から当該技術管理者証が満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書を添付して、これを環境大臣に提出しなければならない。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情のため、技術管理者証の有効期間が満了する日までに、当該講習を受け、申請書を提出することができないときは、当該やむを得ない事情がやんだ日から起算して一年以内に、当該講習を受け、様式第五による申請書に当該講習を修了した旨の証明書及び当該やむを得ない事情を明らかにした書類を添付して、これを提出することにより、技術管理者証の更新を受けることができる。

2　技術管理者証の更新は、更新申請者が現に有する技術管理者証と引換えに新たな技術管理者証を交付して行うものとする。